

# 第57期 中間決算公告

自 令和 4年 1月 1日  
至 令和 4年 6月 30日

東京都千代田区丸の内3-4-1(新国際ビル)  
株式会社八ナ銀行 在日支店  
日本における代表者 金 鎮宇

# 貸借対照表

令和 4 年 6 月 3 0 日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	67,641	預金	39,906
現預金	263	当座預金	392
預け金	67,377	普通預金	12,421
コ－ル口－ン		貯蓄預金	
買現先勘定		通知預金	1,515
債券貸借取引支払保証		定期預金	12,163
買入手形		定期積金	60
買入金銭債権		その他の預金	13,353
特定取引資産		譲渡性預金	13,000
商品有価証券		コ－ルマネ－	13,000
商品有価証券派生商品		売現先勘定	
特定取引商品有価証券		債券貸借取引支払保証	
特定取引有価証券派生商品		売渡手形	
特定金融派生商品		コマーシャル・パーパー	
その他の特定取引資産		特定取引負債	
金銭の信託		売付商品債権	
有価証券		商品有価証券派生商品	
地方債		特定取引売付債権	
短期社債		特定取引有価証券派生商品	
社債		特定金融派生商品	
株式		その他の特定取引負債	
その他の証券		借入	
貸出金	205,984	再割引手形	
割引手形	58	借入金	
手形貸付	34,810	外 国 為 替	953
証書貸付	167,131	外国他店預かり	953
当座貸越	3,983	外国他店借	
外 国 為 替	5,675	売渡外国為替	
外国他店預け	442	未払外国為替	
外国他店貸		そ の 他 の 負 債	2,990
買入外国為替	1,324	未決済為替借	150
取立外国為替	3,909	未払法人税等	578
そ の 他 の 資 産	2,742	未払費用	205
未決済為替貸		前受収益	467
前払費用	56	従業員預り金	
未収収益	251	給付補填備金	
先物取引差入証拠金		先物取引受入証拠金	
先物取引差金勘定		先物取引差金勘定	
保管有価証券等		借入商品債権	
金融派生商品	2,269	借入特定取引有価証券	
金融商品等差入担保金		借入有価証券	
リース投資資産		売付債権	
その他の資産	166	金融派生商品	1,558
有 形 固 定 資 産	238	金融商品等受入担保金	
建物	21	リース債務	
土地	66	資産除去債務	
リース資産		その他の負債	30
建設仮勘定		賞 与 引 当 金	
その他の有形固定資産	149	退職給与引当金	162
無 形 固 定 資 産	219	睡眠預金払戻損失引当金	2
ソフトウェア	5	その他の引当金	34
のれん		特別法上の引当金	
リース資産		金融商品取引責任準備金	
その他の無形固定資産	214	繰延税金負債	
前 払 年 金 費 用		支払承諾	2,519
繰延税金資産		本 支 店 勘 定	289,565
支払承諾見返	2,519	本 支 店	273,294
貸倒引当金	△ 4,109	在 日 支 店	72
本 支 店 勘 定	84,395	在 外 支 店	16,198
本店	84,247	小 計	362,133
在外支店	59	持込資本金	3,139
		繰越利益剰余金	33
		その他の有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
合 計	365,305	合 計	365,305

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）

は、次に掲げる事項

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容            | 該当無 |
| ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策       | 該当無 |
| ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由          | 該当無 |
| ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 | 該当無 |

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法     | 評価後、その他有価証券評価差額金参入 |
| ② 有形固定資産の減価償却の方法      | 定率法                |
| ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準   | 期末のTT仲値            |
| ④ 貸倒引当金の計上方法          | 債権分類に応じた比率に基づき計上   |
| ⑤ 退職給付引当金の計上方法        | 期末要支給額の100%        |
| ⑥ リース取引の処理方法          | 経費処理               |
| ⑦ ヘッジ会計の方法            | 該当無                |
| ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法    | 該当無                |
| ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価会計               |
| ⑩ その他採用した重要な会計方針      | 該当無                |

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。） 該当無

(4) 金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。） 該当無

(6) 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する事項 該当無

(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項 該当無

(8) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額  
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

破綻先債権：2,873百万円	延滞債権：15百万円	3ヶ月以上延滞債権：62百万円
貸出条件緩和債権：952百万円	合計額：3,903百万円	

(9) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 該当無

(10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 該当無

(11) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 該当無

(12) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項 該当無

(13) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項 該当無

(14) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 該当無

(15) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 該当無

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

# 損益計算書

令和4年 1月 1日から  
令和4年 6月 30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>3,246</b>	<b>役務取引等費用</b>	<b>58</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>1,689</b>	外国為替支払手数料	15
貸出金利息	1,641	内国為替支払手数料	7
有価証券利息配当金		その他の役務費用	35
コールローン利息		<b>特定取引費用</b>	
買現先利息		商品有価証券費用	
債券貸借取引受入利息		特定取引有価証券費用	
買入手形利息		特定金融派生商品費用	
預け金利息	0	その他の特定取引費用	
金利スワップ受入利息		<b>その他業務費用</b>	
外国為替受入利息	26	外国為替売買損	
本支店為替尻受入利息	20	国債等債券売却損	
その他の受入利息		国債等債券償還損	
<b>役務取引等収益</b>	<b>327</b>	国債等債券償却	
外国為替受入手数料	137	金融派生商品費用	
内国為替受入手数料	3	その他の業務費用	
その他の役務収益	186	<b>営業経費</b>	<b>495</b>
<b>特定取引収益</b>		<b>その他経常費用</b>	<b>1,750</b>
商品有価証券収益		貸倒引当金繰入額	1,731
特定取引有価証券収益		貸出金償却	
特定金融派生商品収益		株式等売却損	
その他の特定取引収益		株式等償却	
<b>その他業務収益</b>	<b>328</b>	金銭の信託運用損	
外国為替売買益	132	その他の経常費用	19
国債等債券売却益		<b>経常利益</b>	<b>603</b>
国債等債券償還益		(又は経常損失)	
金融派生商品収益	195	<b>特別利益</b>	
その他業務収益		固定資産処分益	
<b>その他経常収益</b>	<b>900</b>	負ののれん発生益	
貸倒引当金戻入益	872	金融商品取引責任準備金取崩額	
償却債権取立益	1	その他の特別利益	
株式等売却益		<b>特別損失</b>	
金銭の信託運用益		固定資産処分損	
その他の経常収益	27	減損損失	
<b>経常費用</b>	<b>2,642</b>	金融商品取引責任準備金繰入額	
<b>資金調達費用</b>	<b>337</b>	その他の特別損失	
預金利息	23	<b>税引前当期純利益</b>	<b>603</b>
譲渡性預金利息	10	(又は税引前当期純損失)	
コールマネー利息	6	<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>518</b>
売現先利息		<b>法人税等調整額</b>	
債券貸借取引支払利息		<b>法人税等合計</b>	<b>33</b>
売渡手形利息		<b>当期純利益</b>	<b>958</b>
コマースハルパー利息		(又は当期純損失)	
借用金利息		<b>繰越利益剰余金(当期首残高)</b>	<b>958</b>
金利スワップ支払利息		<b>本店への送金</b>	<b>1,307</b>
外国為替支払利息		(本店からの補填金)	<b>(349)</b>
本支店為替尻支払利息	297	<b>繰越利益剰余金</b>	<b>33</b>
その他の支払利息			

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

(1) 直接経費（派遣職員給与等）	0 百万円
(1) 間接経費割当額	86 百万円

- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。